

- 近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、国は令和3年1月に設置した「大麻等の薬物対策のあり方検討会」（有識者会議）において報告書をとりまとめた。
- その報告書を受け、医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会において、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた議論を行うとともに、その技術的な論点等の整理を行い、令和4年10月19日にとりまとめを公表した。

## 大麻取締法に係るこれまでの経緯について

（昭和23（1948）年 大麻取締法 公布・施行

- 令和2年 大麻事犯の検挙人数が7年連続で増加。過去最多を更新。検挙人員の65%が30歳未満の状況
- 令和2年12月 国連麻薬委員会において、「麻薬に関する単一条約」（1961年）の大麻及び大麻樹脂のカテゴリーを変更  
「特に危険で医療用途がない麻薬」（スケジュールIV）から「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす麻薬」（スケジュールI）に変更  
（医療用途での使用可能となる。）
- 令和3年1月～6月 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の開催、とりまとめ
  - ・大麻から製造された医薬品の施用規制の見直し
  - ・大麻草の部位規制からTHC等有害成分に着目した規制へ見直し
  - ・大麻の「使用」に対する罰則の導入
- 令和4年3月 大麻由来医薬品「エピディオレックス」の国内治験届出（難治性てんかん治療薬）
- 令和4年4月 厚生科学審議会に「大麻規制検討小委員会」を設置 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」のとりまとめを踏まえ、大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法の改正に向けた技術的な検討を開始
- 令和4年10月 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会がとりまとめを公表

### <参考>大麻取締法の概要について

- 大麻の定義を規定
  - 規制対象：花穂、葉・未成熟の茎、成熟した茎から分離した樹脂、根
  - 規制対象外：種子、成熟した茎（樹脂を除く）
- 大麻取扱者（大麻栽培者及び大麻研究者）
  - 免許制とし、大麻の取扱いについても制限
- 大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定
- 大麻から製造された医薬品の施用禁止
  - ※大麻に含まれる主な成分
  - THC（テトラヒドロカンナビノール）（麻薬として規制）
  - CBD（カンナビジオール）（物質として規制されていない。）

## 大麻規制検討小委員会のとりまとめ（概要）

### 1 医療ニーズへの対応（大麻由来医薬品に係る取扱い）

- 大麻から製造された医薬品であって、医薬品医療機器等法に基づく承認を得た医薬品について、その輸入、製造及び施用を可能に。
- その際、「大麻を使用してよい」といった大麻乱用に繋がるような誤った認識が広がらないように留意

### 2 薬物乱用への対応（大麻乱用に係る対応のあり方）

- 大麻の使用禁止・大麻使用に対するペナルティーを法律上明確に。
- なお、薬物使用犯罪を経験した者が偏見や差別を受けないよう、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も併せて充実させる。
- 規制すべきはTHCを始めとする有害な作用をもたらす成分であることから、従来大麻草の部位による規制に代わり、成分に着目した規制を導入
- 現行の麻薬中毒者制度については、実務上機能していないことから、同制度を廃止する。  
各都道府県が置いている麻薬中毒者相談員は、法令上の位置付けについて検討しつつ、存続

### 3 大麻の適切な利用の推進

- カンナビジオール（CBD）などの大麻由来製品の安全かつ適切な流通の確保のため、テトラヒドロカンビノール（THC）の残留限度値を設定、明確化
- 製造販売等を行う事業者が限度値適合性を担保することを基本とし、併せて、買上げ調査等を含めた行政による監視指導により対応

### 4 適切な栽培及び管理の徹底

- 免許制度による適正な管理の下で、現行法の繊維又は種子を採取する目的に加え、新たな産業利用、医薬品原料の用途に向けた生産についても栽培の目的として追加
- 現行用途及び新たな産業用途（医薬品原料用途を除く）の大麻草については、THC含有量の上限値を設定し、種子の管理により、上限値への適合性を確保
- THC上限値以下の産業等用途の大麻草の栽培は現行よりも栽培しやすい合理的な栽培管理規制や免許制度とすべき。  
一方、医薬品原料用途を含め、THC含有量が多い品種の栽培は厳格な管理を求めべき。
- 免許・栽培管理基準を明確化し、一定程度全国統一的なものにしていくべき。